

任意継続被保険者制度

任意継続被保険者になれる人

退職すると自動的に被保険者の資格を失いますが、被保険者期間が継続して2か月以上あれば最長2年間、引き続き当健保組合の被保険者になることができます。これを健康保険の「任意継続被保険者」といいます。被保険者資格喪失後20日以内に当組合へ届け出てください。

給付内容

任意継続被保険者・被扶養者とも、一般の被保険者・被扶養者と同じ給付内容が受けられます。

ただし、出産手当金・傷病手当金の給付はありません。(P.68の事由に該当する方は、継続して給付を受けられます。)

保険料

保険料計算のもととなる標準報酬月額は、「退職時の標準報酬月額」になります。なお、保険料は会社負担分も含め、全額自己負担になります。納付期日は毎月1

日から10日まで(土日祝にあたる場合は翌日)に納付してください。期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日に被保険者資格を喪失します。

資格取得申請・保険料納付の流れ



保険料の前納

本人の希望により前納することができます。前納期間は4月から翌年3月までの1年間を単位とします。

前納保険料は、納付期間の最初の月の前月末日までに納めます。

資格を失うとき

次のいずれかに該当する場合に、任意継続被保険者の資格を喪失します。

- ①加入期間が2年を経過したとき(期間満了)
- ②保険料を納付期日までに納めなかったとき(毎月10日までに納付)
- ③再就職により他の健康保険に加入したとき(国民健康保険以外)
- ④死亡したとき
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- ⑥資格喪失を申し出たとき(資格喪失日は喪失届を受付した日の翌月1日になります。)

手続き

「任意継続被保険者資格取得申出書」を資格喪失後20日以内に健保組合へ提出してください。後日、「保険料納付書」を送付しますので、保険料を納付してください。入金を確認後、被保険者証を交付します。

「任意継続被保険者資格取得申出書」➡ P.95